

越谷市学校給食施設整備基本構想策定支援業務委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は「越谷市学校給食施設整備基本構想策定支援業務委託」に適用する。

2 業務目的

越谷市では、第一学校給食センター(昭和63年開設)、第二学校給食センター(昭和49年開設)、第三学校給食センター(平成7年開設)の3カ所で約 27,000 人の児童生徒に学校給食を提供している。いずれの施設も老朽化が進行していることや、学校給食衛生管理基準(平成 21 年文部科学省告示第 64 号)への適合が課題となっている。

このような状況を踏まえ、本市では持続可能な給食運営及び現状の学校給食センターの建替えや集約を含む検討を進めるため、「(仮称)越谷市学校給食施設整備基本構想」を策定することとしている。

本業務ではその策定にあたり、必要な調査の実施や学校給食施設整備の条件等について検証し、本市における持続可能な学校給食のあり方をとりまとめることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

4 業務内容

4-1 基本構想策定業務

(1)前提条件の整理・基本的条件の設定

検討の前提となる諸条件(関係法令・制度、学校給食の提供方式等、児童生徒数及び学級数の推移、現学校給食センターの現状、本市の食育の内容、食物アレルギー対応等)の把握、整理を行い調査に係る基本的条件の設定を行う。

既存の学校給食センター3カ所については、個別施設計画にかかる調査結果や図面等による机上調査及び現地調査を踏まえ、施設の現状と課題を整理する。

(2)給食提供方式の検討

給食提供方式については、センター方式、自校方式、親子方式等の提供方式が考えられ、それぞれメリット・デメリットがあるため、本市にとって望ましい給食提供方式を検討するため、以下に示す検討を行うものとする。

- ・ 簡易モデルプランの検討(センター方式、自校方式、親子方式の全て)
- ・ 必要な敷地面積及び延床面積の検討
- ・ 作成したモデルプランにおける初期投資費用(設計・建設・厨房機器)の概算比較
- ・ 作成したモデルプランにおける維持管理費用の概算比較(人件費を含む。)

なお、自校方式については、食数に応じたモデルプランを作成し、推計値を算出することにより概算費を把握する。

また、センター方式については、将来の施設数に応じてそれぞれの将来食数を算定し、モデルプランを作成し、概算費を把握する。

親子方式については、親校となる学校と子校となる学校を暫定的に抽出、設定し、概略のモデルプランを作成し、概算費を把握する。抽出する学校については市と協議の上、決定する。

(3) 学校給食基本方針の検討

(1)、(2)を踏まえて本市における学校給食の基本方針とそれを実現する学校給食施設整備の方針を策定する。検討にあたっては、調理食数や配送距離等のバランスを踏まえ、本市全体の学校給食施設のあり方を整理する。自校調理場や親子方式調理場での給食提供の可能性も検討すること。

自校調理場や親子方式調理場による提供可能性検討においては、(2)で作成したモデルプランを基に、各校に物理的に整備可能かどうか配置図等から机上検討する。そのうえで、施設整備費及び維持管理運営費の概算額を整理する。

(4) 施設計画の検討

新学校給食センターの整備基本方針の設定及び施設機能の検討を行う。配送対象校及び調理食数を設定し、モデルプラン及び整備工程案を作成する。モデルプランは、現行の学校給食衛生管理基準等を満足するものとし、その整備に必要な条件(敷地面積、延床面積等)についても整理する。(市内全域における施設集約又は分散の可能性についても検討する)

4-2 庁内会議等の運営支援

次に示す会議について、会議資料の作成を行う。なお、資料はデータでの提供とする。

- ・市長・副市長への報告会(1回程度)
- ・教育委員会会議(1回程度)
- ・学校給食運営委員会会議(1回程度)

5 業務打ち合わせ等

業務打ち合わせは原則5回とするが、その他必要と認められる場合には業務打ち合わせを行う。業務打ち合わせ後、速やかに議事録を作成し、その都度提出するものとする。

6 成果品

成果品を以下のとおり納品する。編集方法についてはあらかじめ本市担当者と協議する。

なお、9月末日を目途に本市に中間報告を行うものとする。

- | | |
|------------------------------------|------|
| (1)越谷市学校給食施設整備基本構想(案) (A4 版簡易製本) | 15 部 |
| (2)越谷市学校給食施設整備基本構想(案) 概要版(A4版) | 15 部 |
| (3)上記(1)、(2)に係る電子原稿(DVD-R 又は CD-R) | |
| (4)収集資料及びその他本市が指示するもの | 1式 |

※成果品の権利はすべて越谷市教育委員会に帰属するものとする。ただし、本業務に際し収集・作成した資料に限る。

7 機密の保持

受注者は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び越谷市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第32号)を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。